

秋市選管告示第5号

令和7年4月6日執行予定の秋田市長選挙におけるポスター掲示場にポスターを掲示することができることとなる日を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第144条の2第10項において準用する同条第5項の規定に基づき、次のとおり定めたので告示する。

令和7年3月3日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 薫

ポスターを掲示することができることとなる日

令和7年3月30日